

刑の減免制度

考えられる制度の概要

罪を犯した者が、自己又は他人の犯罪事実を明らかにするための重要な行為をした場合において、相当と認めるときは、その刑を減軽又は免除することができる。

【検討の視点】

◎ 犯罪事実を明らかにするための行為をした場合に、その行為が量刑上積極的に考慮され得ることが、その要件とともに明確に示され、自発的な供述等の動機付けとなり得るものであることが必要とされる。

【検討課題】

1 刑の減免事由

(1) 明らかにする対象となる犯罪事実

- 自己の犯罪事実（自己負罪型）
- 他人の犯罪事実
 - ・ 自己の犯罪に正犯又は共犯として関与した他人の犯罪事実(共犯協力型)
 - ・ 自己の犯罪に関与していない他人の犯罪事実（別件協力型）

(2) 犯罪事実を明らかにするための行為

- どのような行為が該当すると考えるか。
 - ・ 供述（証言を含む）、証拠の提出、その他の行為
- 行為をどのように限定するか。
 - ・ 重要性、不可欠性等の要件

(3) 減免事由に該当するか否かの裁判所の認定

- 主張・立証の在り方

2 相当性判断の考慮要素

適正な相当性判断に資するよう考慮要素を明示するか。

(1) 自己の犯罪事実を明らかにするための行為の場合

- 行為をした時期及びその内容
- 犯罪の軽重及び情状
- その他の事情

(2) 他人の犯罪事実を明らかにするための行為の場合

- 行為をした時期及びその内容

- 自己及び他人の犯罪の軽重及び情状
- 自己及び他人の犯罪の関連性
- その他の事情

3 効果

- 自己負罪型は、自首との整合性から、刑の(任意的)減軽事由とするか。
- 共犯協力型及び別件協力型は、刑の(任意的)減軽事由のみならず、刑の(任意的)免除事由とするか。

4 適正の担保

- 適正担保の方策の要否
 - ・ 虚偽供述等がなされ得る場面とその内容
 - ・ 刑の減免制度に特有の問題があるか否か。
- 虚偽供述等に対する制裁
 - ・ 必要性
 - ・ 必要とした場合の構成要件の内容
- その他の方策
 - ・ 考えられる方策の内容及び要否

5 その他

- 対象犯罪を限定する必要があるか。